

◆◆◆ ホームレスに対する人権問題について ◆◆◆

ホームレスとは、失業や家庭問題など様々な要因により住居を持たず、公園・道路・駅舎などでの生活を余儀なくされる人のことを言います。自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、衛生状況が悪く、十分な食事を摂ることが出来ないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることが出来ない人が多くいます。

こうしたホームレスの自立を支援するために平成14年に施行した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は10年間の限時法でしたが、その後平成39年まで延長されています。この法律に基づき、多方面から雇用や住宅の確保等の支援を受け、法律施行前の平成13年は、24,090人だったホームレスの人数が平成30年には4,977人へと減少しました。

また、法律だけでなく、多くのボランティア団体やNPOの方々による炊き出しや衣類配布、生活保護申請や入院・施設入所サポートなどの支援活動が行われています。

これらの自立支援活動等が実を結び、再就職をして、新たな生活を送る人もいます。自立のきっかけが、地域の人に声をかけてもらい人の優しさに触れたことで前向きになれた、といったケースもあります。

しかし、現実には、ホームレスが偏見や差別の対象となり、嫌がらせや暴力を受けるなど、人権侵害の問題が後を絶ちません。この問題は生命にかかわる問題であり、決して無関心ではいけません。



問生活環境課 圃(57)4132

広報連絡委員レポート No.388

野木に住む



広報連絡委員
小林 幹子

私は、結婚を機に、県外から野木町に移り住み、現在では大学生と高校生の子どもがいます。二人とも県内の高校に進学しながらも、クラスメイトで野木を知らない子が結構いることに驚きました。改めて地図を見ると、野木町はとても小さく、客観視すると、残念ながら知らなくとも当然かもしれません。そして野木町のことを知られると驚かれます。普段何の違和感もなく接していた友だち(うちの子)が、こんな田んぼや畑に囲まれたところから来ているのかと。

やはり野木町の中でも特にそのような地区に住んでいるので不便を感じることはありますが、そのような話は、良さを再認識させてくれるきっかけにもなりました。

春から秋にかけて、視界全体に入ってくる色が、土色から緑色、黄金色などに変化していき、季節の移り変わりを感じます。

そろそろ稲刈りが始まり、また景色が変わっていききます。そして、その刈られた稲穂がまもなく新米となるわけですが、身近で成長を目にしてきたものなので一層おいしく感じます。

今、お米の戦国時代といわれていますが、野木町内でも「ゆうだい21」という新品種が作られています。宇都宮大学で開発された品種です。県内発町内産のお米を食べられることはすばらしいことだと思います。今のところ、手軽に買えるのは11月の野木町産祭ぐらいなのですが・・・。

主婦目線ですが、野菜にしても野木町では地元野菜のコーナーがあるスーパーや直売所がいくつもあり、新鮮な町内の野菜が近くで買えるのも、田畑がある小さな野木町だからこそなのです。

